

財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 三種町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
1,924	4,246	394	6,564

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
三種町一般会計	9,543	9,388	155	154	476	13,352	
三種町衛生処理事業特別会計	21	19	2	2	16	0	
三種町土地取得特別会計	9	9	0	0	9	28	
一般会計等	9,547	9,390	157	156		13,381	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
三種町水道事業会計	161	160	1	287	65	961	606	法適用
三種町簡易水道事業特別会計	237	236	2	2	107	1,913	1,077	法非適用
三種町公共下水道事業特別会計	911	1,001	△ 90	△ 73	263	6,274	3,927	法非適用
三種町農業集落排水事業特別会計	247	246	1	1	53	974	681	法非適用
三種町温泉事業特別会計	24	25	△ 1	△ 1	3	0	0	法非適用
三種町国民健康保険事業勘定特別会計	2,609	2,503	106	106	262	0	0	
三種町老人保健特別会計	2,868	2,851	18	18	267	0	0	
三種町介護保険事業勘定特別会計	1,761	1,748	13	13	243	14	2	
三種町介護サービス事業勘定特別会計	28	27	1	1	17	0	0	
三種町国民健康保険診療施設勘定特別会計	0	32	△ 32	△ 32	0	0	0	
公営企業会計等 計				321		10,137	6,293	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
能代山本広域市町村圏組合(一般会計)	3,978	3,889	89	89	0	2,663	636	
能代山本広域市町村圏組合(特別養護老人ホーム運営事業特別会計)	671	616	56	56	0	15	2	
能代山本広域市町村圏組合(能代山本ふるさと市町村圏基金特別会計)	6	5	1	1	0	0	0	
能代市山本郡養護老人ホーム組合(一般会計等)	172	165	7	7	0	44	44	
秋田県市町村総合事務組合(一般会計)	16,751	16,445	306	306	1,718	0	0	
秋田県市町村総合事務組合(交通災害共済特別会計)	227	193	34	34	0	0	0	
秋田県市町村会館管理組合	145	131	13	13	0	0	0	
秋田県後高齢者医療広域連合	974	952	23	23	0	0	0	
一部事務組合等 計				529		2,722	683	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務原簿に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
(株)ゆめろん	1	110	64	33	0	0	0	0	
(財)ことおか観光開発公社	△ 1	75	50	32	0	0	0	0	
(財)三種町山本開発公社	2	6	1	27	0	0	0	0	
(社)三種町農業公社	1	18	5	4	0	0	0	0	
秋田県町村土地開発公社	△ 3	46	2	0	0	0	248	0	
地方公社・第三セクター等 計			122	96	0	0	248	0	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		196	
減債基金		1	
その他充当可能基金		81	
充当可能基金計		278	

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率(公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	2.72	2.37	△ 0.35	△ 14.21	△ 20.00	三種町水道事業会計		279.1	
連結実質赤字比率		7.27		△ 19.21	△ 40.00	三種町簡易水道事業特別会計		1.2	
実質公債費比率	21.9	23.6	1.7	25.0	35.0	三種町公共下水道事業特別会計		△ 63.9	
将来負担比率		184.5		350.0		三種町農業集落排水事業特別会計		7.0	
財政力指数	0.26	0.28	0.02			三種町温泉事業特別会計		△ 4.7	
経常収支比率	95.7	97.5	1.8						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。